

公職選挙法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 専ら要約筆記のために使用する者に対する報酬の額についての基準等に関する事項

一 選挙運動に従事する者のうち専ら要約筆記のために使用する者に対する報酬の額について、政令で定める基準を一人一日につき一万五千円以内とすること。（第二百二十九条第四項及び第五項関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日に関する事項

この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行するものとする。こと。（附則第一項関係）